

指定科目の審査基準

1 告示で定める科目等の審査内容（告示第49号）

(1) 指定科目とその単位数について

次の表に記載の各科目において、審査基準以上の単位数となっているか審査する。

科目	審査基準	備考
病態学（新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く。）	20	臨地実習の単位については別に定める。
公衆衛生学	4	
医用工学概論	4	
血液検査学	4	臨地実習の単位については別に定める。
病理検査学	5	臨地実習の単位については別に定める。
尿・糞便等一般検査学	3	臨地実習の単位については別に定める。
生化学検査学	6	生化学検査学と免疫検査学を合わせて6単位とする。 臨地実習の単位については別に定める。
免疫検査学		
遺伝子関連・染色体検査学	2	
輸血・移植検査学	4	臨地実習の単位については別に定める。
微生物検査学	6	臨地実習の単位については別に定める。
生理検査学	10	臨地実習の単位については別に定める。
臨床検査総合管理学	6	臨地実習の単位については別に定める。
医療安全管理学	2	臨地実習の単位については別に定める。

その他	審査基準	備考
臨地実習 ※各指定科目に含まれているもの	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1単位は臨地実習前に技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導）を行う。 ・ 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行う。 ・ 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行う。

(2) 単位の計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 科目毎の教育内容

様式5の教科内容対比表に記載した事項毎の、次の記号に基づいて審査する。

◎印 重要であり必ず教授すること。

無印 必ず教授する必要はないが、教授することが望ましい内容。

(4) 臨地実習で実習施設において行うこととなる内容

別紙8の臨地実習において学生に実施させるべき行為等に記載した事項を参照し、シラバス記載の授業計画に明示的に記載すること。

(5) 養成施設における臨地実習調整者の選任

臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上を専任配置していることがわかるよう、シラバス記載の授業計画に明示

別紙6

的に記載すること。

2 臨地実習施設を選定する上での確認事項

(1) 臨地実習内容

別紙8の臨地実習において学生に実施させるべき行為等に記載した事項を参照し、実習施設として利用する病院又は診療所が実施しているかを確認の上、選定を行うこと。また、臨地実習開始年度において、実習施設として利用する病院又は診療所で学生に実施させるべき行為等が行われていない場合には、他の実習施設を確認の上、調整により補うこと。

(2) 臨地実習内容

以下のいずれの要件も満たす臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、実習施設として利用する病院又は診療所の選定を行うこと。

ただし、在宅医療で行う実習については、臨地実習指導者を医師又は看護師とすることを妨げないこととする。

- 1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者。
- 2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。

3 臨地実習に臨む学生の臨地実習前の技能修得到達度評価の実施

別紙9「臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容(例)」を参考に、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを実技試験等により確認し、必要な指導を行う。

なお、技能修得到達度評価については、臨床検査技師の資格のない学生が一定の資質を備えた上で、臨地実習で行うこととなる行為を実施できるよう、養成施設において臨地実習に必要な技能・態度を備えていることの確認及び必要な指導を行うことを目的としているため、技能・態度が各養成施設で定める基準に満たない学生においては、必要な指導を行うことで質の向上を図っていただきたい。

4 指定科目の協議申請に関して

協議の申請は、対象年度学生のカリキュラムが開始される前年12月末日までに行うこと。